

企業等による地方創生SDGs調査・研究会 設置要綱

（設置）

1. 内閣府に企業等による地方創生SDGs調査・研究会（以下「研究会」という。）を置く。

（任務）

2. 研究会は、地方創生に向けた地域の社会的課題の解決に資するビジネスに一層の民間資金が充当され、地域経済の活性化を含む持続可能なまちづくりの実現等に関する以下の事項の調査及び検討を行い、担当大臣へ助言することを任務とする。
 - （1）国内外における事例の調査を踏まえ、地域の社会課題の解決に向けた企業等による地方創生SDGsのあり方等について、その方向性及び方策等に関する事項
 - （2）SDGsに取り組む企業への認証制度に関する事項

（構成）

3.
 - （1）研究会は、学識経験者、企業等及び地方公共団体の構成員で構成する。なお、必要に応じて、座長が推薦する者をオブザーバーとして招致することができる。
 - （2）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。
 - （3）座長は必要に応じて、個別の議題について研究会の構成員で組織するワーキンググループを設置することができる。ただし、座長が構成員以外の者の助言等が必要と認める場合には、構成員以外の者を協力メンバーとして指名することができる。

（招集）

4. 研究会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 研究会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により研究会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 研究会の会議は公開とする。また、議事要旨を作成し、研究会の会議の終了後速やかに公開する。ただし、会議及び議事要旨について、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

（庶務）

7. 研究会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、研究会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。